

5 学校生活のしくみときまり

1 服装について

- ①体育・部活動・実習などを行う場合は定められた衣服を着用すること。
- ②校内では指定された上履き・体育館履きを使用する。違反した場合、年度途中であっても指定業者から再度購入すること。

2 登校・下校

- ①登校は午後4時30分以降とする。定時制生徒は午後4時30分以前に、普通教室に入らないこと。午後4時30分以前に登校した場合は、図書館で待機すること。
- ②防犯のため、なるべく複数で登下校することつきまとわれたりした場合は、すぐに警察・学校・保護者に連絡すること。
- ③自転車通学をする際は、登録申請をしてステッカーをもらい、自転車の後輪泥除けなど見えやすい場所に張ること。
- ④自転車は安全運転を心がけること。右側通行・二人乗り・無灯火・整備不良・ながら運転等の危険な運転は絶対に行わないこと。
- ⑤自転車乗車中はヘルメットや雨具を必ず着用すること。
- ⑥自転車置き場を守ること。狭山谷公園周辺や職員の駐輪場など、他の場所に置いてはいけない。
- ⑦保護者以外の人による乗用車などでの送迎は禁止とする。
- ⑧乗用車・自動二輪車、原動機付自転車による登校は禁止とする。
- ⑨生徒昇降口は、定時制の生徒は給食室寄りの2箇所を、全日制の生徒はそれ以外を利用する。
- ⑩授業が終わったら、部活動などがいない場合はすぐ家に帰ること。狭山谷公園やプール周辺などに「たむろ」しないこと。
- ⑪帰りの路上で、大声で話しをしたり、歌ったりして近隣住民に迷惑をかけないこと。

3 学校内の過ごし方

(1) 教室使用

①黒板使用について

左端…定時制が使用。(日直・お知らせ等)

右端…全日制が使用。(日付・日直・お知らせ等)

②掲示物の場所について

全日制…正面黒板の廊下側・廊下側の側面・教室の後ろを利用。

定時制…正面黒板の窓側を利用。

③机の中について

机の上や中に私物(教科書等)を放置しないこと。全日制の忘れ物がある場合は教卓中に入れるか、担任に届けること。(貴重品は必ず担任に届けること。)

(2) 校内の使用場所

①トイレは廊下中央の所を使うこと。

②校舎内で立ち入っても良い場所は次のとおりである。

1階…生徒昇降口から給食室。それ以外は立ち入らないこと。

2階…視聴覚室からホール周り。体育館側へは通路も含め、授業時以外行かないこと。

3階…図書館、CAD室のみ。それ以外は許可なく立ち入らないこと。

4階…CALL教室、音楽室、化学室。それ以外は許可なく立ち入らないこと。

③学校に来たら、校舎の外へ出てはいけない。(校庭や駐輪場を含む)

(3) その他

①学校内での帽子・サングラスの着用は禁止とする。

②大音量で音楽を流すことを禁止とする。

③他人が不快に思う香水の使用を禁止とする。

4 授業時のルール

①休み時間中に授業準備をして、授業開始のチャイムが鳴ったときには自分の席に着いていること。授業が始まってから教科書・筆記用具等、取りに行く場合は、遅刻となる。

②授業の始まりと終わりには係りが号令をかけて、起立し礼をすること。

③トイレは始業前に済ませておくこと。

④授業態度を良好にすること。私語、飲食、ガムは禁止とする。

⑤携帯電話を使用したり充電をしたりした場合は発見した教員より注意指導を受ける。また注意にもかかわらず使用が確認できた場合は厳しい指導を行う。

5 特別指導

問題行動が発生した場合、教職員が協議をおこなう。その上で校長が必要と判断した場合は特別指導を行う。

対象となる行為

暴言、暴力、いじめ、SNSによるトラブル(インターネットを使用した他人の誹謗・中傷、または許可を得ずに他人の個人情報を流出させたり迷惑行為や反社会的行為の写真などを流出させたりすること)、自動車やバイク等での通学、窃盗、器物破損、指導拒否、喫煙飲酒(同席を含む)、指導拒否、授業妨害、授業態度不良等、生活指導部協議により問題行動と認められた行為